



平成 24 年 5 月 17 日

各 位

会社名 花月園観光株式会社
代表者名 代表取締役社長 松尾嘉之輔
(コード番号 9674 東証第2部)
問合せ先 総務部長 堤道雄
(TEL 045-228-8860)

定款変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 17 日開催の取締役会において、平成 24 年 6 月 28 日開催予定の第 75 回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第 3 条（目的）について所要の変更を行うものであります。
- (2) 取締役会決議による顧問制度廃止のため、現行定款第 27 条（相談役及び顧問）について所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則 (目的) 第 3 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. <u>自転車競走場、その他の競走場、場外発売場、選手宿舎</u> の建設、賃貸及び維持運営事業 2. <u>競輪開催における車券発売、広報、警備等に関する業務</u> の受託 3～15 (条文省略) 第 4 章 取締役及び取締役会 (相談役及び顧問) 第 27 条 取締役会の決議によって、相談役、 <u>顧問各若干名を置くことができる。</u>	第 1 章 総 則 (目的) 第 3 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. <u>公営競技の競走場及びその関連施設、場外発売場の建設、賃貸及び維持運営事業</u> 2. <u>公営競技の開催における、投票券の発売、広報、警備等に関する業務</u> の受託 3～15 (現行どおり) 第 4 章 取締役及び取締役会 (相談役) 第 27 条 取締役会の決議によって、相談役若干名を置くことができる。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成 24 年 6 月 28 日（木曜日）

定款変更の効力発生日 平成 24 年 6 月 28 日（木曜日）

以 上